



武智 実 議員

開発の取組は

- ①開発の取組として仕組みを変える考えは。
- ②大型プロジェクト等開発の予算のとり方は。

答 産業建設部長

①都市計画法第29条により、開発許可申請は都市計画区域及び区域外のすべての地域が必要である。

市街化区域においては、1千平方メートル以上の開発、市街化調整区域は、建物の用途によって異なり、申請が必要である。

都市計画区域以外は、1万平方メートル以上の開発は申請が必要である。

また、松山市周辺の自



治体で構成する松山広域都市計画区域内の自治体における開発許可権限は、中核市として松山市が権限を取得しており、他の市町は愛媛県が許可権限を持っている。

開発許可の事務は、本市で受け付け、愛媛県が審査を行って、開発の最終判断し、許可している。

松山市以外の松山広域都市計画区域内の市は、同様の事務の流れとなっている。

ただ、運営面において他の自治体でどのような取り扱いをしているのか、今後情報も十分収集し、本市が学べる事例があれば研究していきたい。

②今後十分な配慮を図りながら対応していきたい。

特別委員会中間報告

伊予市庁舎等建設特別委員会

今期定例会において、特別委員会として、中間報告を行った。

当委員会では、中山地域事務所・自治支援センターの建設に関して3回の委員会を開催し、関係者の出席を求め、慎重審査を行った。

中山地域事務所・自治支援センターは、既に基本設計が作成され、実施設計の段階へ入っており、全体的に大きく見直すことはできないという基本的な考え方のもと、以下の点について、さらに検討を求めることとした。

①基本設計の段階で建設予定地の地質調査を実施しており、安定した地盤であるという結果を基本に設計されているが、地震等緊急時の地域住民の

避難施設として安全性の確保、機能の充実を図るよう要望する。

②雨水の有効利用の貯水槽160立方メートルを計画して、樹木等の灌水に利用しているが、緊急時における避難住民のトイレ洗浄用の水の確保を考慮するよう要望する。また、防火用水等を設置し、雨水の多目的利用を考慮するよう要望する。

③建設予定地周辺の状況から判断すると、比較的浅い位置に地下水があると思われるので、この水を井戸水として有効利用を図るように実施設計に当たってほしい。



中山地域事務所

◆伊予市庁舎等建設特別委員会だより◆

当委員会は、議長を除く20人の委員で構成し、現在、本市で計画中の主要施設の事業について調査研究を行っています。

どの事業も建設時期が迫っており、限られた時間で検討する必要があるため、20人の委員が各10人ずつのA班（総合保健福祉センター・給食センター・下水道整備事業）・B班（本庁舎・図書館・文化ホール）に分かれ、週1回程度の分科会で議論を重ねていきます。

今後、3月定例会では総合保健福祉センターについての調査結果を報告する予定です。

今後も市民の皆様へ、当委員会での検討の様子をお知らせしていきたいと思っております。